

緑の東京募金基金条例（平成十九年東京都条例第百十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>花と緑の東京募金基金条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 緑あふれる都市東京を再生する施策及び花と緑で都市を彩る施策の推進に要する資金に充てるため、都民をはじめ広く一般から募った寄附金を活用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、花と緑の東京募金基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第一条から第七条まで（現行のとおり）</p>	<p>緑の東京募金基金条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 緑あふれる都市東京を再生する施策の推進に要する資金に充てるため、都民をはじめ広く一般から募った寄附金を活用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、緑の東京募金基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第二条から第七条まで（略）</p>